

西日本エリアで今後新たに高濃度 PCB 廃棄物が発見された場合の
JESCO 北海道事業所での処理要請に関する住民説明会の開催報告

開催日：2月22日（1回目）、23日（2回目）※同じ内容を説明

場所：室蘭市市民会館

開催時間：1回目 18時半～21時（うち19時～21時は質疑）

2回目 9時半～12時半（うち10時～12時半は質疑）

参加者：1回目 38名、2回目 39名

主催：環境省 関係出席者：室蘭市、北海道、JESCO

- JESCO の高濃度 PCB 廃棄物処理事業の概要や処理状況、要請に至った経緯、要請内容等を説明後に参加者からの質疑応答を行った。
- 参加者からの主な質問・意見は以下のとおり。

【室蘭のみに要請する理由について】

1. 最初は北海道内の PCB 廃棄物の処理と説明を受けたが、これまで2度にわたりエリアの拡大や期限延長の要請があった。放射性物質に汚染された PCB の持ち込みもされた。室蘭に負担を押し付けないでほしい。なぜ遠く室蘭まで持ち込むのか。保管ではダメなのか。東京事業所では処理を行わないのか。

- ・御指摘については反省するしかない。室蘭に負担をお願いすることになり申し訳ない。
- ・西日本の3エリアは登録された PCB 廃棄物の処理は完了し、また立地自治体との約束もあり、処理事業を終了することとしている。今回の要請は西日本事業エリアで今後新たに発見される高濃度 PCB の受入れをお願いするものである。
- ・室蘭にしかプラズマ処理施設がなく、今後新たに北九州・大阪・豊田事業エリアで発見された高濃度 PCB 廃棄物を、各事業エリアで個別に長期間保管するよりは既存の PCB 処理施設で処理を進めた方が、PCB 廃棄物の紛失や飛散することによるリスクが低くなり環境保全に貢献できると考え、今回、環境省としても苦渋のお願いであるが、PCB の処理完遂のための御協力をお願いしたい。
- ・東京事業所でコンデンサー等の処理を行う場合、コンデンサー等を東京事業所、安定器や汚染物を北海道事業所と2カ所に分けて、処理することになるため、安全かつ効率的に処理を進めていくためには、北海道事業にコンデンサー等と安定器等をまとめて運搬し、処理することが望ましいと考えている。

2. JESCO の努力、環境省の指導、北海道庁と室蘭市の助言により安全に処理をしてきた。世界に誇るべきノウハウが蓄積されている。要請を受けることに何の問題もない。安全に処理できたことを誇りに思うべき。PCB の処理事業が室蘭の活性化にもつながっている。

3. 事業開始の際には安全性に不安があったが、JESCO からの説明や大規模な防災訓練への参加を通じて、安全面の心配は払しょくされていった。残り2年、モチベーションを高く維持して、安全第一でお願いしたい。

4. 令和7年度末で本当に事業を終了するのか。北海道事業所だけ処理施設の解体・撤去の検討が進められていない。方針を示してほしい。

- ・他の事業エリアは長期間使わず、今後も活用の見込みがない装置の解体・撤去を進めている。処理に必要な装置は引き続き活用する。
- ・北海道事業所も令和7年度末で事業を終了した後、解体・撤去を行う予定。今後、事業部会等で検討し、北海道 PCB 監視円卓会議等で示していく。

【要請の対象物について】

1. 西日本で今後新たに発見される高濃度 PCB 廃棄物の見込み量はどの程度か。

- ・北九州・大阪・豊田事業エリアにおいても、自治体と連携した掘り起こし調査などに最大限取り組んできており、廃工場や廃旅館の解体・撤去工事により発見される PCB 使用安定器など、量はわずかと見込んでいる。
- ・想定される PCB 廃棄物はわずかな量であり、北海道事業エリアの処理を行いながらも、処理能力の範囲で収まると考えており、また、仮に想定外の量が発生しても北海道 PCB 処理事業の期限を延長することはない。

2. 量がわずかとの説明だが、掘り起こし調査が十分ではなく、環境省の見込みよりももっと多くの PCB 廃棄物が見つかるのではないか。

- ・掘り起こし調査は、PCB の使用量が多い自家用電気工作物から初めていったが、知見を集約して低圧の非家電やその他電気機器にも拡大して、発見事例集を作成し、自治体や業界団体に周知しながら、テレビ CM や新聞広告なども活用して周知してきた。たしかに最終通知を数万件に発出しているが、自治体においてフォローアップ調査の実施をお願いするなど。さらなる取り組みを行っている。
- ・北九州・大阪・豊田事業エリアにおいても、自治体と連携した掘り起こし調査などに最大限取り組んできており、廃工場や廃旅館の解体・撤去工事により発見される PCB 使用安定器など、量はわずかと見込んでいる。

3. 在日米軍基地内の PCB 廃棄物の室蘭への持ち込みは本当はないのか。防衛省や外務省と方針は協議できているのか。米国との協議の結果、「やっぱり持ち込ませてください」はありえない。

- ・これまで防衛省が返還された在日米軍基地内の建物の解体・撤去工事により発生した高濃度 PCB 廃棄物を JESCO で処理した実績はあるが、在日米軍所有の PCB 廃棄物を含め、JESCO に持ち込むことはない。

- ・米軍 PCB の対応については防衛省や外務省と連携して、米国と協議している。

【JESCO 事業終了後に PCB 廃棄物が発見された場合の対応について】

1. 令和 7 年度末まで高濃度 PCB 廃棄物の処理を実施したとしても、JESCO 事業後に高濃度 PCB 廃棄物が発見される可能性があるのではないかと。大学において PCB の微生物分解法の研究などが進められている。JESCO 事業後の対応についても示すべきではないかと。

- ・ JESCO 後の処理について、さまざまな選択肢を検討している。

2. プラズマ炉の有効活用の検討がされていたと思う。ポスト PCB 事業の検討状況について説明してほしい。

- ・ プラズマ炉の有効活用を考えてきたが、それは難しいと考えている。
- ・ ポスト JESCO 事業として、金属やプラスチックの資源循環産業ができないか検討を進めている。

資料4-5(別添)
御説明資料

PCB廃棄物の今後の処理方針について

(JESCO北海道事業所での無害化処理のお願い)

2024年(令和6年)2月22日、23日



ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理事業

1. ポリ塩化ビフェニル(PCB)について

- コンデンサー用の絶縁油等に利用されている化合物。
- 人の健康や環境への有害性が確認されている。



コンデンサー

安定器

2. 歴史と課題

- 1968年(昭和43年) 西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「カネミ油症事件」が発生。
- 1972年(昭和47年) 行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等指示

約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられたが、全て失敗(39戦39敗)
→ 処理の停滞・保管の長期化
この間に、紛失・漏洩等による環境リスクの増加

○2001年(平成13年) PCB特措法成立。

高濃度のPCB廃棄物については、国が主導し全国5か所(北海道(室蘭)、東京、豊田、大阪、北九州)にJESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)の処理施設を、施設立地地域のご理解・ご協力の下、順次設置(H16～H25)。

○2014年(平成26年) 各施設の処理期限延長

(北海道事業エリアは、2016年(H28)7月から2026年(R8)3月へ変更)

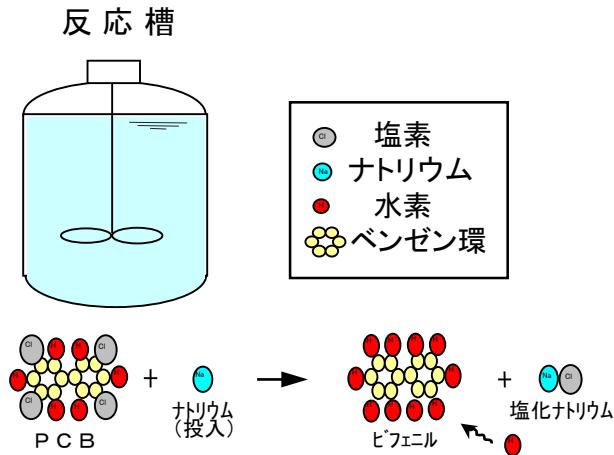
○2016年(平成28年) PCB特措法等の改正

(使用中の高濃度PCB使用製品の期限内の処理を義務化など)。

高濃度PCB廃棄物の無害化処理方法

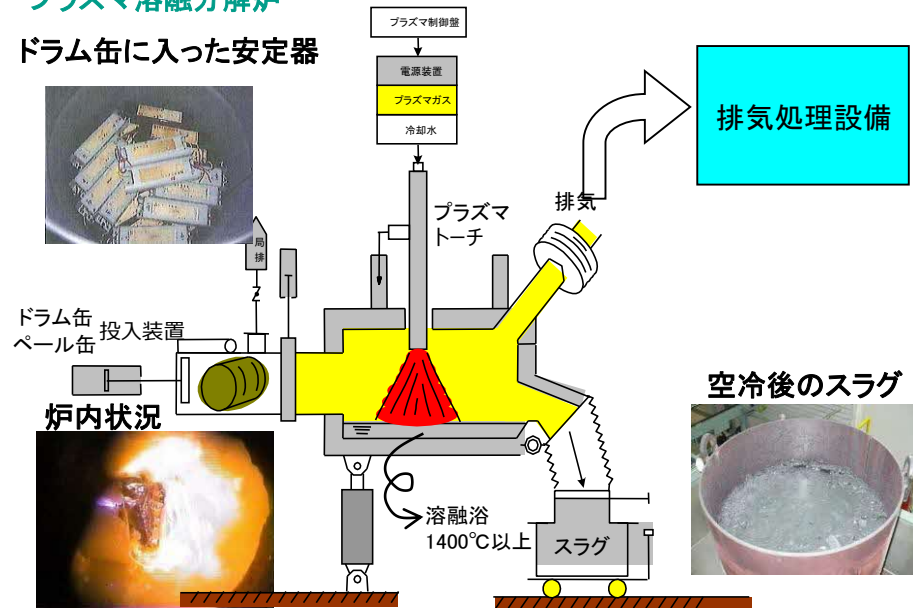
- 変圧器・コンデンサー等は、充填されている絶縁油に含まれるPCBや素材に含浸するPCBを無害化するため、変圧器・コンデンサー等を分解・洗浄することで回収したPCBを塩素とアルカリ剤等を反応させて、PCB分子中の塩素を水素等に置き換える脱塩素化分解法で安全に処理を進めている。
- 安定器・汚染物等は、その中に含まれるPCBを無害化するため、高温(1400°C以上)のプラズマによってPCBを二酸化炭素、塩化水素等に分解するプラズマ方式で安全に処理を進めている。安定器等は脱塩素化方式の場合充填剤が阻害すること、汚染物は様々な形態・性状の廃棄物に含まれるPCBを完全に分解する必要があることから、プラズマ方針を採用をしている。

液処理のしくみ - 脱塩素化分解法 -



プラズマ溶融分解炉

ドラム缶に入った安定器



- プラズマ分解のための炉は、JESCO北海道と北九州事業の2カ所に設置

JESCO北海道（室蘭）事業所の経緯



- 平成15年2月「北海道PCB廃棄物処理事業計画」が認可され、室蘭市に北海道内に保管されているPCB廃棄物の処理施設の立地が決定
- 平成16年(2004年)3月 北海道及び室蘭市が平成15年11月の環境省による処理対象区域拡大（東北、北関東、甲信越及び北陸の15県）の要請に同意
- 平成18年(2006年)処理方式の決定を経て、3月28日に処理施設（脱塩素化方式、当初施設）の設置工事に着工
- 平成20年(2008年)5月 当初施設の操業を開始
- 平成23年(2011年)12月 増設処理施設（プラズマ方式）の設置工事に着工
- 平成25年(2013年)9月 増設施設の操業を開始
- 平成26年(2014年)4月 北海道及び室蘭市が平成25年10月の環境省による「処理期限を平成28年(2016年)7月から令和8年(2026年)3月へ変更」や「北海道事業エリアは安定器等・汚染物の処理対象地域に南関東の1都3県を拡大の要請」の要請に同意
- 平成28年(2016年)8月 PCB特措法等を改正し、「使用中の高濃度PCB使用製品を高濃度PCB廃棄物とみなし期限内の処理を義務化」、「代執行規定の追加」など、期限内処理に向けた規制等を強化。
以降、関係省庁や自治体、業界団体と連携して、コンデンサー等を約7万台、安定器等を約28万台掘り起こし。広報の活用や中小企業向け助成制度の活用も実施。

PCB処理基本計画に基づく事業エリア

●高濃度PCB廃棄物の処分期間と事業エリア

※処分期間:PCB特措法で保管事業者に処分が義務付けられた期間

安定器及び汚染物等

北海道(室蘭)・東京 事業エリア

処分期間:令和5年3月31日まで

令和7年度まで事業を継続

安定器及び汚染物等

北九州・大阪・豊田 事業エリア

処分期間:令和3年3月31日まで

令和5年度末で事業終了予定

変圧器・コンデンサー

北九州 事業エリア

処分期間:平成30年3月31日まで

平成30年度で事業終了

変圧器・コンデンサー

大阪 事業エリア

処分期間:令和3年3月31日まで

令和5年度末で事業終了予定

変圧器・コンデンサー

北海道(室蘭) 事業エリア

処分期間:令和4年3月31日まで

令和7年度まで事業を継続

変圧器・コンデンサー

東京 事業エリア

処分期間:令和4年3月31日まで

令和7年度まで事業を継続

変圧器・コンデンサー

豊田 事業エリア

処分期間:令和4年3月31日まで

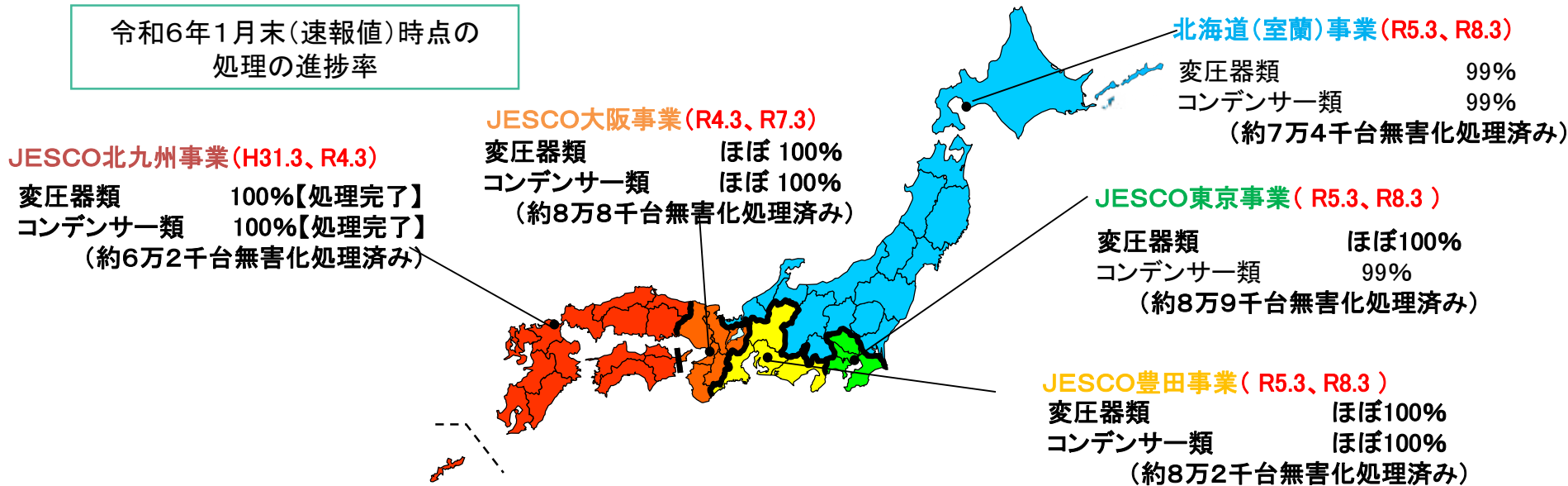
令和5年度末で事業終了予定

北九州エリア:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県(17県)
大阪エリア:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県(6府県)
豊田エリア:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県(4県)
東京エリア:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県(4都県)
北海道(室蘭)エリア:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県(16道県)

変圧器・コンデンサー等の処理の進捗状況

- JESCOには、令和6年1月末(速報値)時点で、変圧器 約1.6万台、コンデンサー 約37.9万台の計約39.5万台が、処理対象として登録されており、このうち変圧器 約1.6万台、コンデンサー 約37.9万台の計約39.4万台※を処理した。
- 登録台数に対する処理の進捗率(全国平均)は、変圧器約99%、コンデンサー約99%である。

令和6年1月末(速報値)時点の
処理の進捗率



()は計画的処理完了期限、事業終了準備期間末

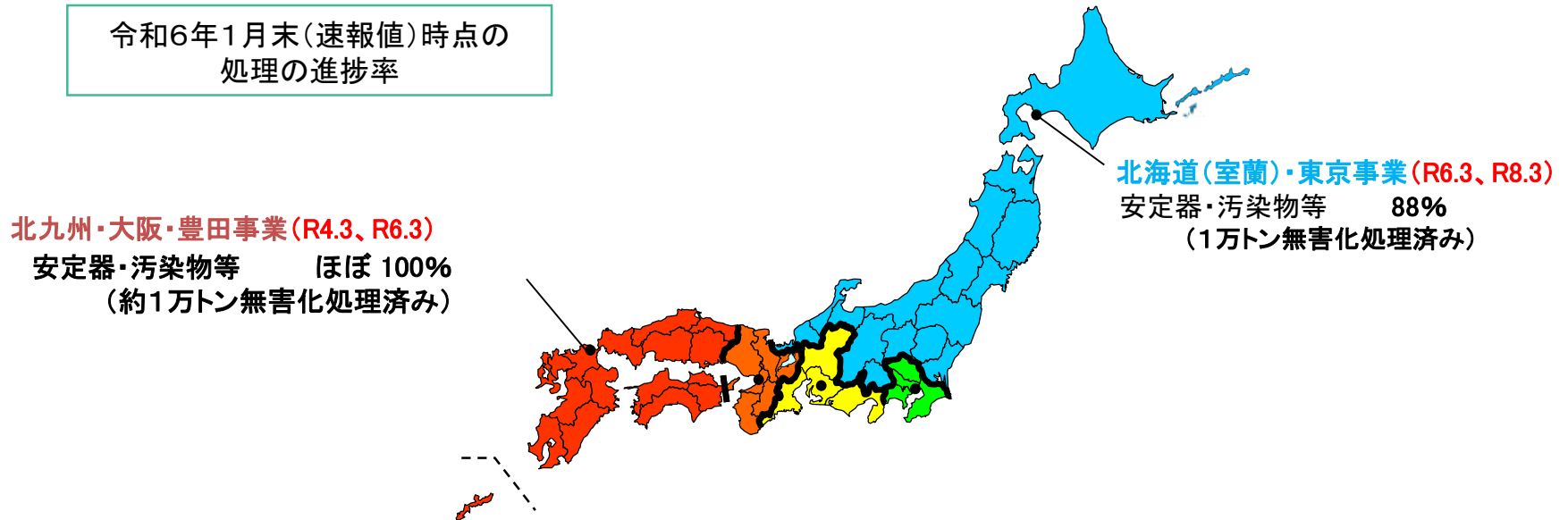
- 北九州、大阪、豊田事業エリアでは、PCB特措法に基づき届けられ、JESCOに登録されている高濃度PCB廃棄物の処理をほぼ完了。

※端数の関係で合計が合わない。数百台の登録済み未処理のコンデンサー等がある。

安定器・汚染物等の処理の進捗状況

- JESCOには、令和6年1月末(速報値)時点で、安定器・汚染物が約2.2万トンが登録されており、このうち約2.0万トン进行处理した。
- 処理の進捗率(全国平均)は約93%である。

令和6年1月末(速報値)時点の
処理の進捗率



()は計画的処理完了期限、事業終了準備期間末

- 北九州、大阪、豊田事業エリアでは、PCB特措法に基づき届けられ、JESCOに登録されている高濃度PCB廃棄物の処理をほぼ完了。

北九州・大阪・豊田事業エリアの高濃度PCB廃棄物の無害化処理

○PCB廃棄物の処理完遂に向けて、引き続き事業終了まで最大限取り組んでまいりますが、それでもなお、令和5年度での北九州・大阪・豊田事業エリアでの受入終了後、新たに高濃度PCB廃棄物が発見された場合には、苦渋の判断ではありますが、令和7年度末までの間、受入可能な範囲でJESCO北海道事業所での処理を行いたい。

○PCB廃棄物の処理が地球環境及び我が国の環境の保全を図る上で極めて重要であることに鑑み、御理解と御協力をいただきますようお願いしたい。

なお、想定されるPCB廃棄物はわずかな量であり、北海道事業エリアの処理を行いながらでも、処理能力の範囲で収まると考えており、また、仮に想定外の量が発生しても北海道PCB処理事業の期限を延長することはありません。
また、在日米軍のPCB廃棄物の搬入はありません。